

## 第2回 水環境マネジメント検討会 議事要旨

日時 平成24年10月17日 10:00～12:00

場所 日本下水道協会大会議室

事務局からの話題提供の後、各委員より意見を頂いた。委員の主な意見は以下のとおり。

### 1. 今後の水環境保全の考え方

#### (1) 目標像の設定について

- ・下水道の放流先下流を水道水源としている流域もあるため、水道システムなども含めて、流域全体の水利用について検討すべき。
- ・目標像を、環境基準より高いレベルや、環境基準以外の別項目を求める場合には、高度処理は使用料収入も入れて実施しているため、広域的・客観的な判断等が必要。
- ・そもそも環境基準は水産や水浴等を目的として定められているので、まずは、環境基準を基本とすべきではないか。
- ・水域により目標のあり方は異なる。広い観点で住民や環境部局の意見も聴く必要がある。
- ・環境基準については、現在、下層 DO、透明度、大腸菌数の検討を進めている。中央環境審議会瀬戸内海部会でも、将来像の議論がまとまりつつあり、環境基準の範囲内での下水道の活用を含めた個々の水域の状況に応じた栄養塩の管理等をとりあげている。
- ・河川は約9割環境基準を達成しているが、住民の感覚と一致させるために全国約300地点で新しい指標での評価を試みている。指標と評価軸の整理及び各施策が目標達成にどう効くかの評価が必要と考えている。
- ・下水道による負荷削減は実施したが、海域のN,Pの環境基準は改善しておらず、一方で水産資源の面からは栄養塩が不足しているとの意見もあり、どのような状況となっているのかわかりにくい。またT-N,T-Pでひとくくりにはされるが、下水道と他のノンポイントソースからの負荷とは栄養塩の流出形態が異なり、環境への「効き目」が異なるのではないだろうか。下水道の効果、環境への寄与の違いを確認できるような学術的な研究が必要。
- ・季節によって処理水質を変える場合であっても、長期的な水域全体への影響や効果を検証する必要がある。

#### (2) 国と自治体の役割について

- ・資源・エネルギーのように国家戦略で取り組む内容は国が関与する必要があるが、地域で問題になっている水質は、国が何をどこまで責任をもつかが課題である。
- ・内陸と海辺では、そこに住む人の持っている海に対する意識が違うと思うので、内陸の人の理解も得られるよう、広域的な視点から国がリーダーシップをとるべき。
- ・内陸と海辺では、そこに住む人の持っている海に対する意識が違うと思うので、広域的な視点からの国のリーダーシップも必要。
- ・欧米では広域な視点で国が目標を決め、個別の事業は自治体を実施する。どこまで国が決めるのが課題となるが、日本でも国と自治体での協同が必要。

## 2. 高度処理推進の考え方

### (1) 費用負担・財政支援について

- ・小規模処理場における二次処理よりも、大規模処理場における高度処理の方が小さい処理単価となる可能性もあるため、二次処理分に高度処理分を単純に個々の処理場毎に上乘せするのではなく、全体の費用として議論してはどうか。
- ・国は、高度処理に関する財政支援・技術支援についてはぜひ進めてほしい。高度処理は進めても効果が説明しにくいので重点水域については国で説明してほしい。

### (2) 高度処理方法について

- ・高度処理の定義は昭和 60 年以降約 30 年間変わっていない。簡易な処理法の導入など、今の視点から抜本的に見直し、高度処理の定義を地域の水環境再生を目指す処理に変更してはどうか。
- ・既存施設の高度処理運用方法を研究するだけでなく、改築・増設時の施設や設備の耐用年数を短くしても安価にする等、機動性を持たせる方向で開発してはどうか。
- ・高度処理によって、窒素よりもリンの方が比較的容易に除去可能なため、リンを優先的に削減するという戦略が有効ではないか。
- ・今後は人口減少のため施設に余裕が出ることも考えられる。他の汚濁負荷削減対応に有効利用することを検討すべき。
- ・地域によって生態系や水産業の形態は違うので、栄養塩だけではなく、消毒なども含め地域の状況にあった高度処理の在り方もあってよいのではないか。
- ・青潮については赤潮と発生メカニズムが異なる。青潮の発生を防止するには他部局が底泥の対策を行う必要があり、下水道が高度処理を推進するのみでは対応できないことを認識した上で、今後の水質改善対策のあり方を議論するべきと考える。

### (3) 重点水域について

- ・3大湾を重点水域として高度処理を優先的に推進するということだが、放流先水域の閉鎖性の強さの視点から重点水域を選定してはどうか。

## 3. 流総計画のあり方

- ・今回提案されている long-term 流総、Mid-term 流総は、それぞれの意義や策定スキーム等をもう少し明確に整理する必要があると考える。また高度処理の主流である A<sub>2</sub>O 法は整備費が大きく、計画期間も長期化する。Mid-term 流総を策定して対策に実効性を持たせるのであれば、東京都が進めている準高度処理なども標準的な手法と位置付け、関係法令を緩和することなども検討して頂きたい。
- ・目標年次が 20 年後となると、実際の整備と合わなく、住民や財政部局に説明できない。自治体の状況を反映するために、long-term 流総、Mid-term 流総の考え方にある、流総計画の計画期間短縮は賛成である。また、簡素化や市民向けの PR に配慮するとともに、各計画が複雑化しないように、既存の仕組みを有効に活用してはどうか。
- ・作業期間が長期化しているのが問題であるから、mid-term 流総というのではなく、一つは、long-term 流総の作業期間が長期化することの解消に取り組むべき、別途、mid-term 流総対応で良い条件 (long-term 流総でなくて良い条件 (項目)) を明確にするべき。
- ・例えば東京湾と海外の内湾 (チェサピーグ湾など) を水質面で比較すると東京湾が優れている面があ

るのでは。もしそうならば流総計画の手法が、水環境のマネジメント手法として国際的な視点で比較して優れた商品として海外への PR となる。

#### 4. 次回以降の検討テーマ

- ・次回以降、頂いたご意見を踏まえ、流総計画の内容や、資源・エネルギーの最適管理について議論を深めていくこととなった。